

## 平成 28 年度高知県小児在宅医療体制整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。)第 24 条の規定に基づき、平成 28 年度高知県小児在宅医療体制整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、小児在宅医療体制を整備するため、重症児に対応することができる小児訪問看護師を養成することを目的に、公益社団法人高知県看護協会(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 小児訪問看護指導者育成派遣事業
- (2) 訪問看護ステーション職員教育指導事業

### (補助対象経費及び補助率)

第 3 条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第 1 の第 2 欄に掲げる基準額と同表の第 3 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表第 1 の第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (補助金の交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助金の交付の決定の取消し)

第 6 条 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (補助の条件)

第 7 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更(補助金額の増額又は 20 パーセントを超える減額に限り、補助事業間の経費の配分を含まない。)をする場合は、事前に別記第 2 号様式による変更届を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 次に該当する場合は、その該当する事由に係る補助金額を減額して申請すること。また、すでに交付された補助金については、該当する事由に係る金額を返還すること。
- ア 事業計画に即した事業が行われていないと認められる場合（自然災害その他の事情により事業の継続が不可能となった場合等、補助事業者の責めに帰すべきでない場合を除く。）
- イ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。
- ウ 小児訪問看護指導者育成事業により育成した小児訪問看護師が、育成した年度内又は育成した年度修了後1年未満で補助事業者を退職した場合は、当該事業に係る補助金額の全額を知事に返還すること。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (10) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（概算払の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、正副2通を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった

場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第7条第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 小児訪問看護指導者 育成派遣事業	7,200 千円	小児訪問看護の指導者となる小児訪問看護師の研修 派遣育成に必要な給料、手当、共済費、報償費、旅費、 需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金	定額
2 訪問看護ステーション 職員教育指導事業		1の事業で育成された小児訪問看護師が福祉保健所 管内ごとの小児訪問看護の拠点となる訪問看護ステ ーション（拠点ステーション）の職員に対して行う教 育指導又は同行訪問による技術指導（退院調整から在 宅療養までの総合的なケアコーディネート、技術指導 を含む。）及び医療機関退院時の退院調整・在宅療養 に関するサービス調整に係る賃金、旅費、需用費及び 役務費	

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。